

令和7年度第3回調布市国民健康保険運営協議会 議事録

令和7年12月24日（水）午後2時から

文化会館たづくり西館3階 健康増進室

出席委員 伊藤 恵, 菊池 兼輔, 喜多 雄章, 野澤 靖明, 三浦 詩子,

江木 七海, 近澤 仁志, 森 靖, 浅見 直己,

青山 誠, 川畑 英樹, 佐藤 基彦, 藤川 満恵, 山根 洋平

事務局 (福祉健康部長) 八角 千里, (福祉健康部参事) 保田 俊夫,

(保険年金課長) 若松 靖高, (保険年金課長補佐) 荒谷 太郎,

(保険年金課給付係長) 白石 智子,

(保険年金課給付係給付担当係長) 冠木 正廣,

(保険年金課資格課税係長) 阿部 直人

<凡例> 発言者の表記について

「会長」 : 運営協議会会長

「被保」 : 被保険者を代表する委員

「医療」 : 保険医・保険薬剤師を代表する委員

「公益」 : 公益を代表する委員

<次 第>

1 開 会

(1) 開 会

(2) 改選委員の委嘱状交付

2 議 題

調布市国民健康保険税の税率等について（諮問）

<資料>

資料 1 調布市国民健康保険税の税率等について（諮問）（案）

資料 2 国民健康保険税の税率等改定について

資料 3 今回税率改定と次年度以降に向けた状況等について

◆調布市国民健康保険運営協議会委員名簿

◆調布市国民健康保険運営協議会事務局職員一覧

<議事要旨>

1 開 会

(1) 開 会

(2) 改選委員の委嘱状交付

会長 それでは、ただいまから令和7年度第3回調布市国民健康保険運営協議会を開催いたします。委員の皆様には、このような雨の中、そしてまたご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日も、会議を公開して開催いたしますので、ご了承をお願いします。

このたび、委員の一部改選がありましたので、ここでご紹介いただきます。事務局からお願ひします。

事務局 今回、被保険者代表委員につきまして、一部改選がありましたので、改選された委員に委嘱状を交付いたします。委嘱状交付につきましては、机上配布で交付に代えさせていただきますこと、ご了承いただければと存じます。

ここで、新任委員からご挨拶をいただきます。その場でご起立いただき、ご挨拶をいただければと思います。宜しくお願ひ致します。

(改選委員から挨拶)

会長 ご挨拶ありがとうございました。

2 議 題

調布市国民健康保険税の税率等について（諮問）

会長 本日は、1件の諮問事項がございます。これから皆様を代表して、長友市長から諮問書を受け取ります。長友市長お願ひします。

市長

調布市国民健康保険運営協議会

会長 川 畑 英 樹 様

調布市長 長 友 貴 樹

調布市国民保険税の税率等について（諮問）

調布市国民健康保険条例施行規則（昭和49年調布市規則第29号）第2条の規定により、国民健康保険税の賦課方法について、下記のとおり諮問する。

1 濟問事項

調布市国民健康保険税の税率等について

(1) 基礎課税額（医療分）

- ア 所得割税率 「100分の5.52」を「100分の5.80」とする。
- イ 均等割額 「29,000円」を「30,500円」とする。
- ウ 課税限度額 「65万円」を「66万円」とする。

(2) 後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援分）

- ア 所得割税率 「100分の1.98」を「100分の2.08」とする。
- イ 均等割額 「10,300円」を「10,900円」とする。
- ウ 課税限度額 「24万円」を「26万円」とする。

(3) 介護納付金課税額（介護分）

- ア 所得割税率 「100分の1.75」を「100分の1.84」とする。
- イ 均等割額 「12,000円」を「12,600円」とする。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（子ども支援分）

- ア 所得割税率及び均等割 東京都が提示する係数に基づき定める。
- イ 課税限度額 政令に基づき、東京都が提示する金額とする。

(5) 適用の時期

令和8年度の国民健康保険税から適用する。

2 濟問理由

(1) 調布市国民健康保険財政の健全性を確保するため、国保財政健全化変更計画書（令和2年2月20日東京都提出）に基づき、税率等の賦課方法を改めるものです。

- (2) 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額（子ども支援分）に係る税率等の賦課方式を定めるものです。

（長友市長から川畠会長に諮問書を手渡す）

会長 ただいま諮問書をいただきました。
 諮問に当たりまして、ご挨拶をいただきたいと思います。長友市長お願いします。

市長 改めまして皆様、こんにちは。長友でございます。
 師走の何かとご多忙な折、第3回調布市国民健康保険運営協議会にご出席を賜り
 まして、誠にありがとうございます。
 それから冒頭、諮問に先だって、机上配布でございますが、委嘱状を交付させて
 いただきました。今後とも宜しくお願いを申し上げます。

川畠会長に「国民健康保険の税率等について」、諮問をさせていただいたわけで
 あります。現在の国民健康保険は、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平
 成30年度に大きな制度改革を経て8年目を迎えたが、残念ながら、財政事情
 は依然として厳しいというのが現状であります。

この間を振り返ってみると、令和2年に本協議会からの答申を踏まえて「国保
 財政健全化計画」を改定した後、計画的に財政健全化の取組を進めてまいりました。
 今回は、この計画に基づく3回目の税率等の改定を行うことについて、諮問させて
 いただいたわけであります。

具体的には、計画に定めたとおり、前回と同等の5%規模の税率改定と、政令改
 正に対応した課税限度額の引上げであります。

これまでと違う点は、「子ども・子育て支援分」の税率について、新たな項目と
 して諮問に盛り込ませていただいたところです。詳細な内容は、後ほど担当から説
 明いたしますが、未来を担う子どもたちの健やかな成長のための取組であります。
 ご理解を賜りたいと存じます。

国においても社会保障制度の在り方全体の議論が続く中で、国民健康保険の最後
 の砦となる国民健康保険制度を今後も適切に持続させていくために、市としまして

も、計画に基づいて着実に財政健全化の取組を進めていく必要があると考えております。

現在、非常に厳しく難しい状況にあることは、委員の皆様も重々ご認識のこととは存じますが、忌憚のないご意見・ご審議をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございました。

委員の皆様には、本日、諮問内容について、ご意見等を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、長友市長は、ここで退席されますので、ご了承いただきたいと思います。

(長友市長退席)

会長 それでは、これより次第2の議題に入ります。

先程、「調布市国民健康保険税の税率等について」の諮問をいただきました。本件は、令和8年度から調布市国民健康保険税の税率等の改定であり、前回までの当協議会においても、説明を受け、ご意見等をうかがってきたところです。

今回、諮問を受けて、改めて説明をいただきたいと思いますので、事務局からお願いします。

(事務局から説明)

会長 以上で事務局の説明は、終わりました。

これから、委員の皆様からご意見をうかがって参りたいと思います。進め方として、先程の事務局からの説明に対する確認、ご質問をいただいたのち、市長からの諮問についての検討を行って参りたいと思います。

まず、事務局の説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。

公益U ご説明ありがとうございました。今回の税率改定の検討ということで具体的なも

のが出てきましたが、これまでこの議論の中で他市の動向を聞いておりました。現状把握されている他市の動向ありましたらご紹介いただけますでしょうか。

事務局 改定自体が、他市の多くが二年に一回改定しているところが多く、後期高齢者に合わせた偶数年に向けた改定というのが多いような状況でございます。実際には多摩地区でいいますと26市ありますが、そのうち半数を超えるぐらいが、二年ごとに改定しているところでございます。ただ、今回子ども・子育て支援分の改定というのもあるものですから、改定自体の検討は、いずれの自治体でも進めているということになります。今、具体的な数字等はどこも検討しているようなところで、まだ出てきていないところはありますが、実際にはかなりのところで進めているような状況にあると感じているところでございます。

公益U ありがとうございました。今回は大きな制度が動くというところと併せて本体の部分も進んでいるのならというところでございますので、他市の状況をお聞きさせていただきました。ありがとうございました。

会長 他にございますでしょうか。

公益V ご説明の中でいただいた子ども・子育て支援分の財政の限度額について、示されていない中で仮の数字を示されているという認識をしております。この限度額ですが、ここから大きく上がる可能性というのは現状どの程度あるのか、市の認識で結構ですので教えていただければと思います。

事務局 まず、課税限度額のところですが、どれぐらい金額が限度額になるかというのは当然必要なものですが、先週示されました次年度以降の内容が示される税制改正大綱の中では、令和8年度予算措置を前提に措置を講ずると難しい表現をされており、現在国が予算の最終的な調整を進めているところでございますので、早ければ年内最終に示されるかもしれません、年明けにならないと見てこない内容もあります。現在、そのような状況でございます。

一つ懸念しているのは、限度額で上限を設定し、数字を計算していきますので、限度額の設定次第では、限度額は集める頭打ちの上限の金額を決めるということになりますので、それが高い場合、限度額に到達する人が少ないため、想定通り集められるということがあります。限度額である頭打ちを低くする場合、集められる保険税も少なくなるという可能性があります。結果として、限度額が低い値で頭打ちになってしまふと、率自体をある程度上げていかないといけなくなるため非常に懸念はしておりますが、現状そこが決まっていないため、難しいのかなと考えているところでございます。

また、限度額について、東京都に確認をしていますが、設定する限度額で必ずしも大きく数字が動いたり、上下するということは考えていないようではあります。こうした状況から、子ども・子育て支援分の税率等を設定するとしたら、0.28%と1,900円程度になるということをお示しさせていただいているが、この数字については動く可能性については非常に高いという認識はしております。それが大きく上振れするということはそれほどないと思いますが、動くことはありうると思っておりますので、それが下がることがあれば、こちらとしても問題ないところはありますが、上がる可能性も含めてあり得るため、次回答申に向けてお示しさせていただいて、ご説明させていただきたいと考えているところでございます。

公益V ご説明ありがとうございます。具体的な数字が示されていない中で議論をされているということで、ご苦労されているというところはわかるところでございます。その限度額の設定によっては、もともとおよそ5%程度の上昇ということ、もしかしたら上下の可能性もあるのかなと認識しておりますので、引き続き国、都との連携を深めていただければなと思います。

会長 他にございませんか。

公益R 今回の子ども・子育て支援納付金課税額について、何か国から示されてたり、都から示されてたり等ありますか。かなりタイトな印象を受けますが、現在の状況について何かわかりますか。

事務局 先ほど税制改正のところでお話をさせていただきましたが、最終的に国が必要とする金額、子ども・子育ての関係で必要としている金額が確定するのが次年度予算の確定と併せてということになるため、まだ最終的な金額が示されていないということになります。しかし、元々制度が始まる段階で、国としては、全国で子ども・子育て分は、初年度の令和8年度に向けて6,000億円、次の年度は8,000億円、その次の年度は1兆円ということで、段階的に上げていくような話があり、説明もさせていただいた通り、子ども・子育て支援分は三年かけて、税率も見直されることは決まっているのですが、予算をもって最終的に決まってくるため、このようにスケジュールが遅れているということになります。今回年末にお集まりいただいたというタイトなスケジュールになりますが、おそらく次年度以降もこのようなスケジュールになると予想されるため、早い段階で、例えば11月に十分にご説明ができる機会を設けさせていただければ幸いなのですが、これが難しくなっているところでございます。

公益R わかりました。ありがとうございます。

会長 なかなか未確定な要素が多い中での進めていかなければいけないという苦しい状況で状況であります。皆さん、宜しくお願い致します。

それでは、諮問に対する検討に進みたいと思います。

今回の税率改定については、市長からの挨拶にもありましたとおり、令和2年に当協議会において答申を行った内容により、東京都とも協議のうえ、調布市で定めた「国保財政健全化変更計画」に基づいたものとなります。したがいまして、これまでの当協議会においても説明がありました、調布市の国民健康保険財政が置かれている非常に厳しい状況も勘案いたしますと、基本的には、諮問内容が計画に沿ったものであれば、適当であるということで、答申を行うことになろうかと考えられますが、今回の諮問では「子ども・子育て支援分」に関する項目が追加となっております。この部分については、先程の説明にもありましたが、現状では詳細は検討が難しい部分もあることは、十分に承知しているところです。つきましては、全

体を通して、皆様から今までの答申あるいは質問等の内容をうかがい、検討した結果を、当協議会としての最終的な考え方としてまとめさせていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。それでは、皆様よりご意見をうかがいたいと思います。取りまとめの方向性などについて、お考えやご意見をいただければと思います。また、ご質問やご確認などでも構いませんので、ご発言をよろしくお願いします。できれば闇達なご発言をお願いしたいと思います。

公益U

これまでの協議会での議論でも国保財政の厳しさというものは委員の皆様十分認識は共有できているのかなと思います。この標準保険料率への統一に向けた動きもいよいよ期限というものが明確に見えてきたというような段階ととらえております。

これまで、財政健全化計画の中でもあらかじめすでに議論された内容での税率改定を行うということになっておりますが、やはり検討した当時と違う前提の変化が出てきたのも正直なところと捉えております。今後は計画そのものをどうしていくのかは当然考えていかなければならない。子ども・子育て支援分は毎年変わるということがありますので、その辺りも含めて、上げ方、上げる回数、幅も含めて極力負担が少ないよう緩和できるようなやり方がよいのではないかと考えます。やはり、当初計画のとおり、3年毎に一回というと一回当たりの上げ幅が猛烈なことになってしまい、市民生活に甚大な影響が及ぶというのは明らかだと思いますので、上げ幅の議論ですか、財政の状況、それから医療費の特性に向けた効果の検証、特定健診や保健指導等、これまでに様々な取組をやってきておりますけれども、そういう部分のところもしっかりと見ながら保険料率の設定というところを見ていくのが、大事になるのかなと思います。

また、医療費のところだけでなく投薬の部分も含めて、重複して薬が出ていないかとかジェネリックの促進であるとか、抑制できるところを抑制していくというようなところも含めてしっかりと保険料率の部分と、医療費の部分と両方見ながら議論を進めていくのがよろしいのではないかと考えております。以上意見として申し上げます。

会長

ご意見でよろしいですか。他に、ご意見ご質問ご発言何でも構いませんので、感

想でもかまいません。被保険者代表の方々の中でございましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。保険医関係のところでいらっしゃっている先生方も何かございましたら積極的にご発言をよろしくお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。

非常に厳しい財政状況の中で、計画に則り赤字を削減し、都の示す保険税率に統一していくためには、相当な上げ幅が必要で、現状では大きな乖離があるということは、今の説明等にあった通りでございます。しかしながら、いかにして私たちはこれに即したものに進んでいかなければいけないかということが、この委員会の中で協議会の中で議論されなければいけないと思いますので、今後とも皆様のご協力の程、宜しくお願ひ致します。

概ね、今のご発言の中では、反対というようなご意見はなかったため、ご説明のとおり、本諮詢内容を適当とし、次回以降、協議内容によって答申を行って提出させていただきたいと思いますが、異議ないということでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

会長 ありがとうございました。では、答申文案については、本日いただいたご意見も踏まえまして、私どもの方でまとめさせていただき、後日皆様にご確認いただきたいと思います。

なお、事務局からの説明にもありましたように、子ども・子育て支援分の数値につきましては、現状は仮に算定されたものであるとのことです。本協議会からの答申までには、確定された数値が見えてくるものと思われますので、併せてよろしくお願ひします。

続きまして、事務局から事務連絡などありましたらお願ひします。

(事務局から事務連絡) ※質問等なし

会長 他にありませんか。よろしいでしょうか。
それでは、本日の案件は全て終了しました。以上をもちまして、第3回調布市国民

健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日は雨の中そしてお忙しい中、
お越しいただき、ご参集いただきありがとうございました。これで終了いたします。
ありがとうございました。